

# ○但馬公平委員会傍聴規則

平成10年4月1日  
但馬公平委員会規則第2号

(傍聴)

第1条 但馬公平委員会（以下「委員会」という。）の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、受付簿に住所、氏名及び職業を自書し、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴の禁止)

第2条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。

- (1) 精神に異常があると認められる者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 凶器の類、その他危険のおそれのあるものを携帯した者
- (4) 前3号のほか、委員長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の数の制限)

第3条 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子及び外とうの類を着用しないこと。
- (2) 私語、飲食をしないこと。
- (3) 会議の言論に対し可否を表明しないこと。
- (4) 示威にわたる行為をしないこと。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

2 前項のほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

(退場命令)

第5条 委員長は、傍聴人がこの規則に違反し、会議又は口頭審理の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

(口頭審理の傍聴)

第6条 この規則は、委員会が行う公開の口頭審理の際の傍聴について準用する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。